

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 岐阜県人権擁護委員連合会補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部人権施策推進課人権啓発係 電話番号：058-272-1111 (内 2443)

E-mail：c11227@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 280千円 (前年度予算額：280千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	280	0	0	0	0	0	0	0	280
要求額	280	0	0	0	0	0	0	0	280
決定額	280	0	0	0	0	0	0	0	280

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

岐阜県人権擁護委員連合会は、各市町村に配置されている人権擁護委員の団体である。構成員である人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである。その活動は、人権侵害などで苦しむ地域住民の相談を受け、問題解決へ向け支援を行い、人権教室や講演会などの地域に密着した啓発活動を行っている。人権問題は後を絶たず、その活動は継続していく必要があるため、県も当該団体の活動を財政面で支援する必要がある。

(2) 事業内容

岐阜県人権擁護委員連合会が実施する人権擁護に関する様々な活動に対して補助金を交付することにより、県民の人権擁護、人権思想の普及高揚を促進する。

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県人権擁護委員連合会は、県民に対して、これまで多彩な啓発活動を実施しており、県施策の一翼を担っている。

【補助率】 定額 280千円

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	280	人権擁護委員連合会の活動事業費（啓発費、広報活動費等）
合計	280	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 他県の状況

（各県人権擁護委員連合会への補助等状況調査）

県名	人権擁護委員数	費目（補助率）	金額等
岐阜県	362人(R2.9.24時点)	補助金（定額）	280千円
愛知県	522人(R1.7.1時点)	補助金（定額）	300千円
三重県	258人(R2.9.24時点)	H26まで委託料	0円(H27より打切)
富山県	136人(R2.9.24時点)	補助金（定額）	405千円
石川県	182人(R2.9.24時点)	補助金（定額）	4,280千円
福井県	136人(R2.9.24時点)	委託料（相談事業）	200千円
静岡県	366人(R2.9.24時点)	補助金（定額）	370千円

(2) 後年度の財政負担

最近の社会情勢において、学校におけるいじめ、家庭等におけるDV、児童・高齢者等への虐待、各種ハラスメント及び性的少数者への偏見等及びインターネットによる人権侵害など様々な人権問題が発生しており、今後もより一層、人権救済（相談）機関としての役割が高まることから、継続して補助を行っていく必要がある。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	岐阜県人権擁護委員連合会補助金
補助事業者（団体）	岐阜県人権擁護委員連合会 （理由）各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的として、年間を通じ各種啓発活動を行っている団体であるため。
補助事業の概要	（目的）法務大臣から委嘱され全国の市町村に配置されたボランティアの委員の活動に補助金を交付することにより、その人権擁護活動が活性化する。 （内容）人権擁護委員連合会が実施する人権擁護活動は、特設人権相談所の開設や、「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」等の相談事業を行っている。
補助率・補助単価等	定額 ・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）人権擁護委員が各地域で行う人権活動等人権擁護思想の普及啓発活動事業に要するもの （理由）補助金交付要綱による
補助効果	当該補助金は、人権擁護委員が各地域で行う人権擁護活動の財源になり、人権侵害された人々の救済が図られている。
終期の設定	終期 令和5年度 （理由）5年ごとに見直すため

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

いじめ、体罰、DV、虐待、インターネットによる人権侵害等が後を絶たない状況の中、県との連携を深めながら一体的に人権に関する相談や啓発などの人権擁護活動を活性化させる体制を整える。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
①			

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度 (予算額)	R3年度 (要求額)
補助金交付実績	280千円	280千円	280千円	280千円	280千円

(前年度の成果)

県内5圏域ごとに開催する「人権啓発展」や「人権週間周知事業」において、県と人権擁護委員連合会との連携により、親しみやすかつ参加しやすい啓発活動を行い、人権について誰もが身近なこととして考えられるきっかけを提供することができた。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
様々な人権問題が大きな社会問題になっている現状であり、今後こうした問題に対応するため、人権擁護委員連合会とさらに連携を深め、多彩な啓発活動を展開していく必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）
○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) ○ いじめ、体罰、DV、虐待、インターネットによる人権侵害など様々な人権問題が後を絶たない状況の中、問題に対応するため、人権擁護委員連合会との連携を深めながら人権に係る相談や啓発などの人権擁護活動を活性化させる必要がある。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）
○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている
△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ 人権擁護委員連合会と連携して人権啓発展など啓発活動を実施することにより、県民に多様な機会を提供し、啓発対象の拡大を図ることができた。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）
○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) ○ 人権擁護委員連合会のみならず市町村とも連携して、一体的に啓発活動を実施することで、地域の実情に応じたきめ細かな人権啓発活動を展開することができた。

(事業の見直し検討)

様々な人権問題が大きな社会問題になっている現状であり、今後こうした問題に対応するため、人権擁護委員連合会とさらに連携を深め、多彩な啓発活動を展開していく必要がある。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

今後もより一層、人権救済（相談）機関としての役割が高まることから、継続して補助の必要があり、また、人権擁護委員連合会との連携により「人権啓発展」や「人権啓発フェスティバル」を活発に開催していく必要がある。